

令和 8 年 6 月

第 2 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

令和 8 年 6 月 第 2 回 人吉市 議会（定例会） 提出 案件

議案番号	件名
議第 4 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度 人吉市一般会計補正予算（第 1 0 号））
議第 4 2 号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）
議第 4 3 号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議第 4 4 号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議第 4 5 号	令和 8 年度 人吉市一般会計補正予算（第 1 号）
議第 4 6 号	令和 8 年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 4 7 号	令和 8 年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議第 4 8 号	令和 8 年度 人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 4 9 号	令和 8 年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 5 0 号	人吉市入札監視委員会設置条例及び人吉市行財政経営検討委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議第 5 1 号	人吉市新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
議第 5 2 号	人吉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 5 3 号	人吉市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 5 4 号	子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例の一部を改正する条例の制定について
議第 5 5 号	人吉応援団基金条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 5 6 号 市道路線の廃止について
議第 5 7 号 市道路線の認定について
- 議第 5 8 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議第 5 9 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 6 0 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 6 1 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 6 2 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 6 3 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 6 4 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 6 5 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 6 6 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 6 7 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 6 8 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 報第 1 号 令和 7 年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
について
報第 2 号 令和 7 年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報
告について
報第 3 号 令和 7 年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算
書の報告について

議第 4 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 2 号 令和 7 年度 人吉市一般会計補正予算（第 1 0 号）
（令和 8 年 3 月 2 7 日専決）

令和 8 年 6 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月27日

人吉市長 松岡 隼人

1 令和7年度 人吉市一般会計補正予算（第10号）

議第 4 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 3 号 人吉市税条例の一部を改正する条例
（令和 8 年 3 月 3 1 日専決）

令和 8 年 6 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

人吉市長 松岡 隼人

- 1 人吉市税条例の一部を改正する条例

人吉市条例第20号

人吉市税条例の一部を改正する条例

人吉市税条例（昭和29年人吉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」を「第98条第1項」に改める。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「（という。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第2項中「第5条の6第2項」を「第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）」に改め、同条第5項中「第4項」を「第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対

象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出」を「同条第1項の規定による申告書を提出」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第80条の2を次のように改める。

(軽自動車税の課税免除)

第80条の2 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さ

ない。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の2に次の1号を加える。

(2) 救護資材の運搬の用に供するもの

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）、第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2」を「第33号の4」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2」を「第33号の4」に改める。

第88条見出し、第89条（見出しを含む。）及び第90条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条の2」を「第81条の2」に、「第80条第3項」を「第80条第2項」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「第5条の4の2第5項」を「第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「第7条の3の2第1項」を「第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「第25項第1号」を「第24項第1号」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「第25項第1号」を「第24項第1号」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「第25項第1号」を

「第24項第1号」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「第25項第1号」を「第24項第1号」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「第25項第2号」を「第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「第25項第3号」を「第24項第3号」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「第25項第3号」を「第24項第3号」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「第25項第3号ハ」を「第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「第32項」を「第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「第36項」を「第35項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「第37項」を「第36項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「第40項」を「第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項中「第41項」を「第40項」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第19項を第16項とし、第20項を第17項とし、同条に次の1項を加える。

18 法附則第15条の11第1項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「第12条第19項」を「第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「第12条第23項」を「第12条第24項」に改め、同項第6号中「第12条第24項」を「第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び同条第11項第5号中「第12条第31項」を「第12条第32項」に改め、同条第14項中「第12条第19項」を「第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に規定する特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第10条の4第1項第1号中「第12条の4」を「第12条の3」に改め、同条第3項中「特定被災共用土地納税義務者（以下この項）」を「特定被災共用土地納税義務者（第4号）」に改める。

附則第12条の3中「(平成30年法律第3号)附則第22条」を「(令和6年法律第4号)附則第21条」に、「平成30年度から令和2年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び

第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の人吉市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の人吉市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の人吉市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第1

8 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋 (同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。) 若しくは既存住宅 (同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋 (当該増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第 10 項に規定する認定住宅等 (同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第 17 条の 2 第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第 17 条の 2 第 1 項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 63 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律 (令和 8 年法律第 2 号) 第 1 条の規定による改正前の地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。) 附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(人吉市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 人吉市税条例等の一部を改正する条例（平成26年人吉市条例第23号）
の一部を次のように改正する。
附則第6条中「の種別割」を削る。

議第 4 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 4 号 人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例
（令和 8 年 3 月 3 1 日専決）

令和 8 年 6 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

人吉市長 松岡 隼人

- 1 人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例

人吉市条例第21号

人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例

人吉市都市計画税条例（昭和31年人吉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「第32項」を「第31項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「第36項」を「第35項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「第37項」を「第36項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「第41項」を「第40項」に改める。

附則第15項中「（令和3年法律第7号）附則第22条」を「（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「附則第8項、第10項及び第11項」を「附則第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項」を「附則第11項から第13項」に、「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項（見出しを含む。）中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又

は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）」に改め、同項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

- 6 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の人吉市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議第 4 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 5 号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
（令和 8 年 3 月 3 1 日専決）

令和 8 年 6 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

人吉市長 松岡 隼人

- 1 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

人吉市条例第22号

人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

人吉市国民健康保険税条例（昭和31年人吉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改める。

第24条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の人吉市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 議第 5 0 号 人吉市入札監視委員会設置条例及び人吉市行財政経営検討委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 1 号 人吉市新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 2 号 人吉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 3 号 人吉市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 4 号 子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 5 号 人吉応援団基金条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

議第50号

人吉市入札監視委員会設置条例及び人吉市行財政経営検討委員会
条例の一部を改正する条例

(人吉市入札監視委員会設置条例の一部改正)

第1条 人吉市入札監視委員会設置条例(平成19年人吉市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第13条中「財政課」を「施設マネジメント課」に改める。

(人吉市行財政経営検討委員会条例の一部改正)

第2条 人吉市行財政経営検討委員会条例(平成21年人吉市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第8条中「行財政改革課」を「財政課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(提案理由)

当該条例の所管を変更することに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第51号

人吉市新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例

人吉市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年人吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総務部防災課」を「健康福祉部保健センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

当該条例の所管を変更することに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第52号

人吉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

人吉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成22年人吉市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年政令第16号。以下「令」という。」を「昭和22年政令第16号」に改める。

第2条各号列記以外の部分を次のように改める。

長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

長期継続契約を締結することができる契約の要件を緩和するため、条例の一部を改正するものである。

議第53号

人吉市火入れに関する条例の一部を改正する条例

人吉市火入れに関する条例（昭和59年人吉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「強風注意報、乾燥注意報」を「強風注意報若しくは乾燥注意報」に改め、「火災警報」の次に「、林野火災注意報若しくは林野火災警報」を加え、同条第2項中「又は強風注意報、乾燥注意報」を「、又は強風注意報若しくは乾燥注意報」に改め、「火災警報」の次に「、林野火災注意報若しくは林野火災警報」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

火入れの中止要件を追加するため、条例の一部を改正するものである。

議第54号

子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例の一部を改正する条例

子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例（平成20年人吉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を削り、同条第6号中「その他目的達成のために」を「前各号に定めるもののほか、目的達成のために」に改め、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 鉄道の利用促進及び鉄道資源の保存・活用のための事業
第2条に次の1項を加える。

2 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による寄附金を財源として実施する事業は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業とする。

第3条第1項中「寄附を行う際に、前条各号」を「前条第1項各号に掲げる事業に対し寄附を行う際は、同項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

寄附金を財源として実施する事業として、鉄道の利用促進及び鉄道資源の保存・活用のための事業を新たに追加するため、条例の一部を改正するものである。

議第55号

人吉応援団基金条例の一部を改正する条例

人吉応援団基金条例（平成20年人吉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「とおりとし」を「区分により」に改め、同項第1号中「第1号から第6号まで」を「第1項各号」に改め、同項第2号中「第2条第7号」を「第2条第2項」に改め、同条第2項中「同項第1号の」を「応援団条例第2条各項に掲げる」に改める。

第6条中「各号」を「各項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例（平成20年人吉市条例第30号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第56号

市道路線の廃止について

次の路線を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点	終点	重要な経過地
南町地内第2号線	人吉市南町19番1地先	人吉市南町33番4地先	

令和8年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

道路を廃止しようとするときは、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決が必要である。

【南町地内第2号線 廃止】



議第 57 号

市道路線の認定について

次の路線を認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点	終点	重要な 経過地
南町地内第 2 号線	人吉市南町 19 番 1 地先	人吉市西間上町字今 宮 2607 番 16 地 先	

令和 8 年 6 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

道路を認定しようとするときは、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決が必要である。

【南町地内第2号線 認定】



議第58号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

人吉市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

小川 百合子

令和8年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 前任者 小川 百合子 令和8年6月30日 任期満了
- 2 小川 百合子の略歴

(提案理由)

公平委員会委員を選任するに当たっては、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意が必要である。

議第59号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

中 嶽 修 平

令和8年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 中嶽 修平の略歴

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意が必要である。

議第60号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

永 田 正 輝

令和8年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 永田 正輝の略歴

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意が必要である。

議第61号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

上野 博 司

令和8年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 上野 博司の略歴

(提案理由)

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 6 2 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

山 本 憲 孝

令和 8 年 6 月 1 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 山本 憲孝の略歴

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第63号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

竹 下 豊

令和8年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

1 竹下 豊の略歴

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意が必要である。

議第64号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

向 岩 敏 雄

令和8年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 向岩 敏雄の略歴

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 6 5 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

簗 田 秀 彦

令和 8 年 6 月 1 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 簗田 秀彦の略歴

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第66号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

有 瀬 英 憲

令和8年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 有瀬 英憲の略歴

(提案理由)

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 67 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

山 本 雄 二

令和 8 年 6 月 1 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 山本 雄二の略歴

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第68号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

刈 上 澄 雄

令和8年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 刈上 澄雄の略歴

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意が必要である。

報第1号

令和7年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和7年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告する。

令和8年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

令和7年度 人吉市一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源	
						既収入 特定財源	未収入特定財源					
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
				円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	7 企画費	大柿地区墓等移転先整備工事	95,400,000	59,400,000				44,500,000		14,900,000	
		10 交通施策費	くま川鉄道経営安定化補助金(災害復旧分)	41,972,000	7,680,000				7,600,000		80,000	
			地域公共交通事業者支援金(物価等高騰対策)	4,540,000	4,540,000		4,053,000				487,000	
	3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム等改修委託料	2,178,000	2,178,000		2,178,000				0	
3 民生費	1 社会福祉費	2 心身障害者福祉費	障がい者施設等支援給付金(物価等高騰対策)	4,110,000	4,110,000		3,500,000				610,000	
		3 老人福祉費	施設開設準備経費助成特別対策事業補助金	19,100,000	19,100,000		19,100,000				0	
			介護施設等支援給付金(物価等高騰対策)	12,432,000	12,432,000		10,500,000				1,932,000	
	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	保育所等支援給付金(物価等高騰対策)	3,816,000	3,816,000		1,100,000	2,544,000			172,000	
		2 児童支援費	子育て応援手当(物価等高騰対策)	92,000,000	1,600,000		1,600,000				0	
	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	医療機関等支援給付金(物価等高騰対策)	29,402,000	29,402,000		25,000,000				4,402,000
6 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	耕種農家等支援給付金(物価等高騰対策)	14,000,000	14,000,000		10,000,000				4,000,000	
		4 畜産業費	強い農業づくり総合支援事業補助金	500,000,000	500,000,000			500,000,000			0	
			畜産農家支援給付金(物価等高騰対策)	25,500,000	25,500,000		20,000,000				5,500,000	
	2 林業費	2 林業振興費	間伐等委託料	8,550,000	8,550,000	4,928,000		3,622,000			0	
			素材生産販売委託料	3,881,000	1,977,000						1,977,000	
7 商工費	1 商工費	2 商工業振興費	地域振興券事業業務委託料(物価等高騰対策)	355,090,000	297,699,000		297,699,000				0	
			LPガス使用世帯支援補助金(物価等高騰対策)	43,676,000	43,676,000		16,000,000	21,838,000			5,838,000	
		3 観光費	人吉温泉観光協会補助金(宿泊支援事業)(物価等高騰対策)	20,000,000	20,000,000		16,000,000				4,000,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	2 道路維持費	社会資本整備総合交付金事業 人吉矢岳線ほか	62,500,000	62,500,000		31,620,000		30,300,000		580,000	
			3 道路新設改良費	社会資本整備総合交付金事業 大野国有林出水線ほか	197,548,000	85,389,000		43,345,000		42,000,000		44,000
				都市防災総合推進事業 矢黒下戸越線ほか	975,324,000	553,664,000		276,582,000		277,000,000		82,000
		5 橋梁新設改良費	道路メンテナンス事業 野口橋	27,238,000	27,238,000		15,000,000		10,500,000		1,738,000	

令和7年度 人吉市一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					一般財源
						既収入 特定財源	未収入特定財源				
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
				円	円	円	円	円	円	円	円
8 土木費	2 道路橋梁費	6 交通安全対策費	交通安全対策関係工事 紺屋町東間線ほか	23,800,000	13,162,000						13,162,000
	3 住宅費	2 住宅建設費	木造仮設利活用住宅整備 事業 下原田第一団地ほか	128,822,000	81,615,000		35,740,000		45,800,000		75,000
		3 民間住宅対策費	大柿地区移転先宅地測量 業務委託料	7,000,000	7,000,000				5,100,000		1,900,000
			戸建木造住宅耐震改修等 事業補助金	4,850,000	1,575,000		575,000	500,000			500,000
	4 都市計画費	1 都市計画総務費	鍛冶屋町通り街なみ環境 整備事業補助金	2,000,000	1,000,000		500,000				500,000
		3 公園整備費	社会資本整備総合交付金 事業 石野公園ほか	45,698,000	3,690,000		1,448,000		2,200,000		42,000
		4 街路事業費	社会資本整備総合交付金 事業 下林柳瀬線	63,901,000	45,553,000		24,490,000		21,000,000		63,000
		5 土地区画整理費	被災市街地復興推進事業	772,962,000	235,814,000		97,314,000		118,200,000		20,300,000
	5 河川費	1 河川総務費	河川浚渫委託料 矢黒川ほか	13,300,000	13,300,000				13,300,000		0
		2 河川改良費	河川等整備事業 椿谷川ほか	251,200,000	164,702,000				159,800,000		4,902,000
10 教育費	4 社会教育費	5 文化財保護費	鹿目の滝看板設置事業	1,250,000	1,250,000			620,000	600,000		30,000
	5 保健体育費	2 体育施設費	川上哲治記念球場グラウンド 改修工事	14,899,000	14,899,000				14,800,000		99,000
11 災害復旧費	3 公共土木施設災害復旧費	1 道路橋梁災害復旧費	現年発生単独道路橋梁災害 復旧事業 人吉矢岳線	40,600,000	24,980,000			24,900,000		80,000	
計				3,908,539,000	2,392,991,000	4,928,000	953,344,000	529,124,000	817,600,000	0	87,995,000

報第2号

令和7年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

令和7年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						企業債	工事負担金	当年度分損益勘定留保資金		
1 資 本 支 出	1 建 設 改 良 費	原城配水池配水管布設工事	円 30,800,000	円 11,510,000	円 19,290,000	円 0	円 0	円 19,290,000	円 0	本工事と一体的に行う必要がある原城配水池基礎工事の影響により、本工事が着手できず遅れが生じたため、本工事期間を延長したもの。
		温泉町配水管改良工事	円 9,973,000	円 3,630,000	円 6,343,000	円 0	円 0	円 6,343,000	円 0	市道路河川課の事業である薩摩瀬湯の本線避難路整備事業の遅れにより、適正な工期を確保するため、年度をまたいだ工期設定となったもの。
		矢黒町配水管改良工事	円 11,821,000	円 0	円 11,821,000	円 0	円 0	円 11,821,000	円 0	市道路河川課の事業である矢黒下戸越線避難路整備事業の遅れにより、適正な工期を確保するため、年度をまたいだ工期設定となったもの。
		宝来町配水管改良工事	円 6,552,000	円 0	円 6,552,000	円 0	円 0	円 6,552,000	円 0	市道路河川課の事業である宝来村山線避難路整備事業の遅れにより、適正な工期を確保するため、年度をまたいだ工期設定となったもの。
		大畑配水池電気計装設備復旧工事	円 24,680,000	円 0	円 24,680,000	円 0	円 0	円 24,680,000	円 0	令和7年9月に落雷被害を受け、復旧方法の検討に期間を要し、適正な工期を確保するため、年度をまたいだ工期設定となったもの。
計			円 83,826,000	円 15,140,000	円 68,686,000	円 0	円 0	円 68,686,000	円 0	

報第3号

令和7年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

令和7年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算計上額	支払義務翌年度の			左の財源内訳			不用額	説明
				発生額	繰越額	年度額	国庫支出金	企業債	当年度分損益勘定留保資金		
1 資本的支出	1 建設改良費	出町橋汚水圧送管整備事業	27,500,000	0	27,500,000	円	円	円	円	0	令和7年12月に決定した国の令和7年度補正予算(第1号)等による事業のため、事業計画の再検討を行ったが、年度内完了が困難となった。
		青井被災市街地復興土地区画整理事業	102,800,000	0	102,800,000	円	円	円	円	0	工法の選択により不測の日数を要したことや、令和7年12月に決定した国の令和7年度補正予算(第1号)による事業のため、年度内完了が困難となった。
		人吉浄水苑屋根防水改修事業	2,000,000	0	2,000,000	円	円	円	円	0	令和7年12月に決定した国の令和7年度補正予算(第1号)等による事業のため、事業計画の再検討を行ったが、年度内完了が困難となった。
計			132,300,000	0	132,300,000	円	円	円	円	0	

令和7年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額									
款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源			説明
						国庫支出金	企業債	内訳 当年度分損益 勘定留保資金	
1	下水道事業費用	人吉浄水苑管理棟耐震診断事業	24,100,000	0	24,100,000	12,050,000	0	12,050,000	令和7年12月に決定した国の令和7年度補正予算(第1号)による事業のため、事業計画の再検討を行ったが、年度内完了が困難となった。
1	資本的支出	青井被災市街地復興土地区画整理事業	187,000,000	69,800,000	117,200,000	58,600,000	0	58,600,000	先行工事において掘削箇所が度々発生したことから対応に不測の日数を要し、先行工事の工期が延長したため、本工事の着工にも遅れが生じ、年度内の完了が困難となった。
計			211,100,000	69,800,000	141,300,000	70,650,000	0	70,650,000	